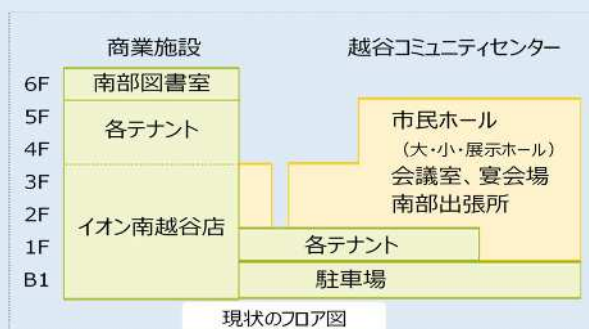


現在の越谷サンシティ

『越谷サンシティ』は、昭和54年(1979年)6月、市民ホールや会議室、結婚式場などの文化施設(越谷コミュニティセンター)と、ダイエー(現在のイオン南越谷店)をキーテナントとする商業施設、そのほか各種サービス施設を備えた複合施設としてオープンし、これまで、市の文化・芸術の殿堂として、また、日常生活に密着したコミュニティの場として、さらには、南越谷駅・新越谷駅周辺地域の「にぎわい」の拠点として、多くの市民の方々に親しまれてきました。

越谷サンシティの概要



※現越谷サンシティは、令和9年(2027年)3月末まで運営予定。それ以降は、現時点で未定。

公共施設(機能)

イベントホール



大ホール 1,675 席
小ホール 490 席
展示ホール 395 m²

南部図書室



延床面積 2,302 m²
蔵書数 約 15 万冊

南部出張所



延床面積 296 m²

広場



2階広場

越谷サンシティの再整備

サンシティは、オープンから40年以上が経過して施設の老朽化が進み、さらに、隣駅の大型商業施設の開業など「商圈」の変化の影響もあり、オープン当初に比べて、施設を含め、駅周辺地域の『にぎわい』が低下しています。

こうした状況を踏まえ、南越谷駅・新越谷駅周辺地域の新たな「にぎわい」づくりに向けて、その核となる「サンシティの再整備」や、駅周辺エリアの都市基盤の整備について検討することとしました。

これまでの経過（審議会 開催の背景）

越谷市では、サンシティの再整備について、令和3年4月に「越谷サンシティ整備基本計画」を策定し、これに基づき検討を進めてきましたが、令和5年5月、本市の今後の財政負担などを総合的に勘案し「整備基本計画」の一部（建物すべての建て替え）を見直し、ホール棟部分の整備手法について「建て替え」ではなく、「既存施設の大規模修繕、リノベーション」により進めていきたい、との考えを公表しました。

こうした市の考えに対し、市民から「今後の越谷サンシティのあり方に関する方針の決定の件」の請願が提出され、令和5年6月定例市議会で採択されました。

市では、このことを真摯に受け止め、現在、取組みを進めています。

そして、請願の内容の一つとして「今後の越谷サンシティのあり方を決定するにあたっては、市長の附属機関を設置して進めていくこと」が求められていることから、この附属機関（審議会）を開催します。

令和6年度以降の取組み

越谷サンシティのあり方に関する市民懇談会（令和6年9月～令和7年2月）

今後の越谷サンシティのあり方について、市民が自由闊達に意見を出し合い、それらを市民どうしが共有したうえで、議論を深めていく場として、

市民懇談会を設置しました（委員数：29人）。

懇談会委員のうちから、代表者6人を選出いただき、「越谷サンシティのあり方に関する審議会」委員に就任いただくこととしています。

越谷サンシティのあり方に関する審議会（令和7年3月～）

学識経験者7人、関係行政機関の職員2人、公共的団体等を代表する方10人、公募による市民等（越谷サンシティのあり方に関する市民懇談会の代表者）6人、合計25人の附属機関（審議会）です。

これまでの検討経過や、市民などからいただいたご意見・ご要望、市の考え、市民懇談会での議論などをもとに「方針」について審議・答申いただきます。

【市】「今後の越谷サンシティのあり方に関する方針」策定

越谷サンシティの再整備に向けた これまでの検討

1 「南越谷駅・新越谷駅周辺地域にぎわい創出事業構想」の策定（令和2年3月）

まちづくりの有識者や、関係団体、企業などで構成する
「南越谷駅・新越谷駅周辺地域にぎわい創出懇談会」の報告書などを踏まえ、
南越谷駅・新越谷駅周辺地域の目指すべき姿や、新たなサンシティの機能、
駅周辺の都市基盤整備の検討事項などについてとりまとめ。

2 「越谷サンシティ整備基本計画」の策定（令和3年4月）

まちづくりの有識者や、関係団体、公募の市民などで構成する
「越谷サンシティ整備懇談会」の報告書などを踏まえ、新たなサンシティの
整備の方向性を取りまとめ。
＊ 整備コンセプト／施設整備の考え方（建物すべての建て替え など）／
施設機能／事業手法／整備スケジュール など

3 「事業の1年延期」の決定（令和4年5月）

コロナ禍の状況や、エネルギー、建設資材価格の急激な高騰など社会経済情勢
の著しい変化等を踏まえ、「（整備）事業の1年延期」を決定。

4 「越谷サンシティ整備基本計画の一部見直し（案）」の公表（令和5年5月）

今後の本市の財政負担などを総合的に勘案し、現行の「整備基本計画」の一部
を見直し、ホール棟部分の整備手法について、「建物すべての建て替え」ではなく、
「既存施設の大規模修繕、リノベーション」により進めていきたい、との
市の考えを公表。

5 市民からの請願 ➡ 市議会で採択（令和5年6月）

こうした市の考えに対し、市民から、「今後の越谷サンシティのあり方に関
する方針の決定の件」の請願※が提出され、市議会で採択。

【請願の要旨（要約）】 ➡は市の対応

- ① 市長は、地方自治法に基づく附属機関（審議会）を設置、諮問し
「今後の越谷サンシティのあり方に関する方針」を策定すること。

➡令和6年9月 審議会を設置する条例を制定
➡令和7年3月 審議会の委員について議会の同意をいただく

- ② 「方針」は、議会の議決事項とし、市全体の方針として推進すること。

➡令和5年9月 「方針」を議会の議決事項とする条例を制定

※「請願」は、国や県、市などに市民生活などについての意見や要望・希望を述べる事が
できる制度です。市議会への請願（請願書の提出）は、市議会議員の紹介が必要です。
市議会に提出された請願は、議案と同様に委員会に付託され詳しく審査された後、
本会議において採択・不採択を決します。

現在「今後の越谷サンシティのあり方に関する方針」策定に向けた取組みを実施